

# 新たな災害支援ナース養成研修に関する変更点（要点）

## ◎ 災害支援ナース制度が変わります

- 1 DMAT や DPAT と同様に、災害や感染症対応の看護職の人材確保が法的に整備されることになり、災害支援ナース養成研修は、国（厚生労働省）が実施主体となりました。
- 2 研修時間は、オンデマンド研修20時間+演習2日間（災害・感染症）で、5年毎の更新研修が必要です。
- 3 研修修了者には修了証を発行します。また、修了者をリスト化します。
- 4 5年以内（2018年度から2022年度まで）に、これまでの災害支援ナース養成研修もしくは更新研修を受講している方は、オンデマンド研修の災害に関する講義の受講を、希望により一部免除することができます。
- 5 これまで災害支援ナースとして登録されていた方は、令和6年3月31日をもって登録終了となります。

## ◎ 災害支援ナースの応援派遣について【国の制度による派遣】

- 1 東京都看護協会が行っていた「派遣要請（派遣依頼）」は、令和6年4月以降は東京都の役割となります。
- 2 これまで、災害支援ナースの活動は「ボランティア」でしたが、令和6年度以降は所属先からの在籍出向となり、派遣に要する費用等は東京都が負担します。
- 3 これまで、「自然災害のみ」の派遣要請でしたが、今後は「自然災害と新興感染症等」が派遣対象となります。

## ◎ 災害支援ナースの派遣体制について【病院又は診療所に勤務する看護職が派遣対象】

- 1 災害支援ナース養成研修修了者はリスト化し、厚生労働省、東京都および日本看護協会に提供します。
- 2 東京都と医療機関の間の協定が締結されると、**病院又は診療所に勤務している看護職**は「災害・感染症医療業務従事者」として国に登録されます。
- 3 応援派遣に関しては、東京都と医療機関での協定の締結が必要となります。
- 4 原則、応援派遣されるのは病院又は診療所に勤務している看護職で、「災害・感染症医療業務従事者」として登録されている方となります。
- 5 **病院又は診療所以外に勤務している看護職**は研修修了者としてリスト化されますが、原則、応援派遣要請の対象とはなりません。ただし、災害や新興感染症の状況によっては、応援派遣を要請される可能性があります。（大規模災害やパンデミック等で「災害・感染症医療業務従事者」だけでは人材不足となった場合等）
- 6 原則、派遣元の職員として看護業務に従事（業務扱い）する必要がありますので、潜在看護職や所属先のない方は、東京都や当協会での非常勤雇用等の対応が必要となります。
- 7 研修の受講や応援派遣に関して、「災害のみ」や「感染症のみ」の選択はできません。

## ◎ 災害支援ナース養成研修の申込みについて【施設単位でのお申込み】

- 1 東京都内に勤務する全ての看護職を対象としています。（実務経験等の要件はありません）
- 2 これまで、所属長の許可を得た上で、個人単位でのお申込みでしたが、今後は、「**施設単位**でのお申込みが必須となります。
- 3 今後の派遣は、東京都と協定を締結の上、所属施設からの在籍出向となるため、看護管理者・責任者の承認が必要となりますので、「施設単位」での取りまとめをお願いいたします。（申込者が1名の場合であっても、個人でのお申し込みは受け付けられません）
- 4 【様式1】を受講希望者が記入し、【様式2】を看護管理者・責任者が記入の上、【様式1】と【様式2】を同封し郵送してください。
- 5 これまで災害支援ナースとして登録されていた方が、「災害・感染症医療業務従事者」としての活動を希望される場合は、新たな災害支援ナース養成研修を受講していただく必要があります。（自動的に「災害・感染症医療業務従事者」に移行されることはありません）

ご不明な点がございましたら、お手数ですが東京都看護協会までご連絡ください。

TEL : 03-6300-5447 e-mail : saigai@tna.or.jp 危機管理室